

練馬区議会議員(無所属)

かとうぎ 桜子

区政レポート



2012 年 9 月号 (議会報告通号 vol.57)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX 03-3978-4158

メールマガジン発行中!



朝、駅でチラシを配っているときに、通りかかった知り合いが撮ってくださった写真です。

夏の間の調査活動を活かし、9月議会で課題を指摘します

8月中、災害対策を調査しました。

8月中、大泉地域のいくつかの学校の校長先生や地域の方々から、各学校の災害対策についてお話を聞かせていただいたり、避難訓練の見学をさせていただきました。今、区内に99カ所ある各小中学校には、非常時に600人が1日食べられる備蓄があります。今後、700人分に増やしていくことですが、それだけでは足りなくなることも十分想定できます。各自が最低限の非常時の備えをしておくことは大切だと感じました。

また、学校は、災害が一定程度落ち着いたら学校教育の再開もしなければなりません。教室まで避難者がいっぱいになってしまったら、なかなか学校が再開できませんから、避難のために極力教室は使わず、体育館に避難してもらうのが基本だということです。でも、体育館では200人も入れば生活するには満杯です。

ふだんから、地域の人も参加する「避難拠点運営連絡会」の方が備えをしてくださっていますが、いざ災害が起きればその方々も被災するわけですし、体育館の中にビニールシートを敷くなどの設営や、避難所に来た人の受付、救援物資の配給など、必要最低限のことはするだけで手一杯になるのではないかと感じました。

災害時は、私たち一人ひとりが、あらかじめ自分にとっての最低限の備えをし、また身近で困っている高齢者、障害者、こども、女性などがいけないかの目配りをする必要があるということを、改めて感じました。そのためにはより一層の啓発や、備えに対する支援が必要です。こうした調査活動に基づき、議会で課題を指摘したいと考えています。

二〇一二年九月

かとうぎ 桜子

気仙沼復興商店街に出かけてきました。

みなさんからもカンパのご協力をいただいている、気仙沼復興商店街。8月25日、26日にお邪魔して、商店街を見学してきました。みなさんからお寄せいただいたカンパは、商店街を地元の人に活用してもらうための広報費(新聞広告の広告料やスタンプカード・商品券などの印刷代など)として使ってくださっているということでした。

津波の被害にあった街は今、道路のかさ上げと舗装が済んでいました。昨年訪ねたときにはまだついていなかった信号機も使えるようになっていました。ただ、津波と地盤沈下で使えなくなった建物はまだ残っているし、建物撤去が終わった後のまちづくりがどうなるのかもまだ具体的には見えてこないようです。

大きな被害に遭った地域には家は建てずに緑地にするか水産加工場にするという計画のようですが、では人はどこに住み、商店はどこに作れば良いのかもまだ具体的に決まっているわけではないようです。被災地域はまだまだ復興にはほど遠いけれど、残る課題の多くはボランティアが関われることよりも、行政の対応を急ぐべきであるという面が強くなっているように思います。

また、被災地としての課題だけではなくて、地方がもともと持つ、過疎の問題や大規模チェーン店が進出して地元の商店に打撃を与えるといった問題などが今後、再び被災地を襲うおそれもあるように思いました。

じゃあ東京に住む私たちはこれから東北とどう関わっていったら良いんだろうか…ということをしみじみと考えました。ただ観光に行く存在としてではなく、遠くに住む友人として、被災直後とはまた違う新たなつながりを、今後考えていけたら良いなと思っています。



気仙沼復興商店街の坂本正人さんと、かとうぎ桜子



今も街中には、津波で運ばれた船が残る。

かとうぎ桜子プロフィール

- 1980(昭和 55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙に初挑戦、初当選。
- 2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- 2011年4月、練馬区議会議員選挙にて2期目に当選。
- 議会運営委員会、区民生活委員会、災害対策等特別委員会に所属。

かとうぎ桜子事務所

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX 03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

このレポートを、ぜひお知らせに配布していただきませんか?
何部でも結構です。ご協力いただける方はご連絡ください。



障害のある子の教育の充実を

以前、「議会での議論のうち、詳しく聞きたいものは？」というアンケートをした際に、回答の多かったテーマのひとつである、障害のある子どもの教育についてご紹介します。

国の議論をふまえ、対策を

いま、「障害者権利条約」という、**障害者の権利を保障するための国際的な条約**を批准するため、国は障害者施策についてさまざまな検討をしています。国の法整備が進まなければ条約の批准ができないからです。

文部科学省には「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、今年の2月には「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ」が報告をまとめています。

こうした一連の流れの中で昨年、障害者基本法が改正されて、障害児教育について以下のように明記されました。

第16条第1項「国及び地方公共団体は、（中略）可能な限り**障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮**しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」

では第三者の役割は果たしづらいだろうという
という異論が出ているようです。

こうした議論をふまえて、区としても、より
第三者の立場から支援できる方法を検討すべき
です。具体的には、

（1） 今年度中に光が丘に開設し、18歳ま
での障害児の支援をする施設となる「こども
発達支援センター」で、様々な相談支援をす
べきではないか。

（2） 通常学級での生活における合理的配慮
を進めるために、今は練馬区には置かれてい
ないスクールソーシャルワーカーを置くこ
とが有効なのではないか。

【参考】2011年度の相談状況

就学相談：翌年度、小学校・中学校に進学する子ども
のうち、特に特別支援学級・特別支援学校に進学を希
望する子が受ける。

- ★ 小学校の就学相談
 - ・ 受付件数 147 件
 - ・ 147 件のうち、判定では特別支援学級・学校を
勧められたけれど通常学級への進学を決めたの
は 16 件
- ★ 中学校の就学相談
 - ・ 受付件数 142 件
 - ・ 142 件のうち、判定と異なり通常学級を選択
したのは 4 件

行政側の答弁 (要旨)

【国の議論についての区のとらえ方】

国の特別委員会では、障害のある子もない子と共に学ぶインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について、多方面から検討が進められ、現在、取りまとめの作業が行われている段階。就学相談のあり方、教育環境の整備および教職員の専門性の向上等、多くの課題があると認識しており、今後、策定される国の方針等を注視する。

教育委員会としては、これまでと同様、可能な限り保護者の意向を尊重しつつ、子供の可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するために、きめ細かい教育を行う。

【通常学級に通う障害児への支援】

就学相談の際、児童生徒の状況を的確に把握した上で、保護者の意思を尊重し就学先を決定している。就学後は、配慮を要する児童生徒の学習や生活への支援を目的として、平成21年度から非常勤職員として学校生活支援員を設置している。配置人数を毎年徐々に増やしており、今後も児童生徒の状況に応じて適切に配置していく。

また、学校では個々の児童生徒の実態に即して、個別指導計画や保護者とともに個別の教育支援計画を作成している。これらの計画に基づき、障害の状況や指導の仕方について全教員が共通理解し、同じ考え方で成長を支えるよう努力している。

【こども発達支援センターについて】

こども発達支援センターでは、これまで心身障害者福祉センターで行ってきた事業を移管・拡充し、地域の障害児の中核的支援施設として、相談・療育事業、家族・地域支援事業、障害児支援ネットワーク事業等について、こどもの成長段階に応じた支援を実施する予定。

学校側と本人・保護者の意向が一致しない場合の第三者機関的な役割を担うことは想定していないが、進学する際の支援や、放課後の生活、将来の生活などに関わる相談については、適時、必要性等を判断しながら実施。

【スクールソーシャルワーカーの配置】

通常学級における障害のある児童生徒一人一人の障害の状態や必要とされる教育的ニーズなどを総合的に把握し、適切な支援を行う上でスクールソーシャルワーカーの配置は有効であると認識。今後、学校教育支援センターを整備する中で、課題を整理しながら検討。

★練馬区には今、小学校就学前の障害のある子が通って療育を受けられる「心身障害者福祉センター」というものがあります。2011年度、このセンターを利用していた50名のうち、26名のお子さんが通常学級に進学されたそうです。

また、障害のある子が就学する際に受けることができる「就学相談」を受けて、特別支援学級等への進学が適していると判定されても、通常学級への進学を選択される方も少なからずいらっしゃるのだそうです。

障害のある子が地域でいきいきと育つことができるように支援するためには、通常学級に進学した後の支援体制も大切ですが、練馬区はどのように考えているのか。

★国の「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ」の報告の中には、合理的配慮について学校側と本人・保護者の意向が一致しない場合には、第三者機関が間に入っての解決が望ましいと書かれています。

国は、第三者機関の役割を都道府県や市区町村の教育委員会に持たせられないかという観点から検討を進めているようですが、教育委員会

★まず、国の議論を区としてはどうとらえているのか。

国のこうした動きを受けて、**練馬区としても積極的に障害のある子への教育の支援の充実を具体的に図らなければなりません。**そこで、行政に対して以下のような質問と指摘をしました。